

## 雫石町告示第47号

雫石町町産材利用促進奨励金交付要綱次のように定める。

令和7年3月19日

雫石町長 猿子 恵久

### 雫石町町産材利用促進奨励金交付要綱

#### (目的)

第1条 雫石町内の豊富な森林資源の利用拡大を図り、もって健全な森林循環を促進するため、町産材を使用して住宅等を町内に新築又は増改築した者に対し、その経費の一部について、予算の範囲内で、奨励金を交付する。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅等 木造により新築、増築又は改築をした専用住宅、併用住宅又は事業所（屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）に限る。）
- (2) 専用住宅 自己が所有し、居住の用に供する一戸建ての木造家屋をいう。
- (3) 併用住宅 自己が所有し、居住の用に供する部分と事業の用に供する部分が結合している一戸建ての木造家屋をいう。
- (4) 事業所 自己が所有し、事業の用に供するための木造の賃貸住宅、店舗、事務所、作業場又は併用住宅の事業の用に供する部分をいう。
- (5) 新築 新たに住宅等を建築することをいう。
- (6) 増改築 既存の住宅等を増築し、又は既存の住宅等の一部を解体したうえで造り替えることをいう。
- (7) 町産材利用住宅等 新たに町産材を2立方メートル以上使用し、建築する住宅等をいう。
- (8) 工事に係る経費 資材費及び施工費をいう。

#### (奨励金の交付の対象及び交付額)

第3条 第1条に規定する経費は、完成後1年以内の町産材利用住宅の新築又は増改築の工事に係る経費とし、奨励金の額は、町産材の使用量1立方メートルにつき2万円を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、この要綱に基づ

く奨励金交付制度以外の町の住宅等改修補助制度による補助等を受けて行う工事又は市区町村民税を滞納している者が建築主である工事は、交付の対象としない。

2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときの奨励金の交付限度額は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 専用住宅の工事に対する奨励金を交付する場合であって、前項本文の規定により算出した交付額が30万円を超えるとき 30万円

(2) 併用住宅の居住の用に供する部分の工事に対する奨励金を交付する場合であって、前項本文の規定により算出した交付額が30万円を超えるとき 30万円

(3) 併用住宅の事業の用に供する部分の工事に対する奨励金を交付する場合であって、前項本文の規定により算出した交付額が30万円を超えるとき 30万円

(4) 事業所の工事に対する奨励金を交付する場合であって、前項本文の規定により算出した交付額が100万円を超えるとき 100万円

(奨励金の交付の申請)

第4条 奨励金の交付を受けようとする者は、原則として住宅等の完成後1年以内に、雫石町町産材利用促進奨励金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を各1部添えて町長に提出するものとする。

(1) 実績報告書(様式第2号)

(2) 工事の設計図書(位置図、平面図、立面図及び町産材使用箇所をマークする。)

(3) 写真(町産材使用箇所を示す写真、完成時の写真(2方向))

(4) 町産材であることが確認できる書類(岩手県産材証明書等)

(5) 建築主の住民票の写し(建築主が事業所で商業登記している場合は現在事項証明書、商業登記していない場合は代表者の住民票の写し)

(6) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条の2第5項の規定に基づく検査済証の写し

(7) 申請者の所在地の、市区町村税の納税証明書又は非課税証明書の写し

(8) その他町長が必要と認める書類

(奨励金交付決定通知)

第5条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めた場合は、申請者に対し、雫石町町産材利用促進奨励金交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(奨励金の交付)

第6条 前条の規定による通知を受けた申請者は、奨励金の交付を請求しようとするときは、雫石町町産材利用促進奨励金交付請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第7条 町長は、交付事業者が次の各号の一に該当する場合は、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 奨励金を他の用途に使用したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。

2 前項の規定は、奨励金の交付があつた後においても適用があるものとする。

(奨励金の返還)

第8条 申請者は、前条の規定により奨励金の交付決定を取り消された場合において、取消しに係る部分に関し既に奨励金が交付されているときは、町長の命ずるところにより奨励金を返還しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(雫石町町産材利用促進事業費補助金交付要綱の廃止)

2 雫石町町産材利用促進事業費補助金交付要綱(平成26年雫石町告示第77号)は、廃止する。